

# 班回覽

## 罹災証明書・被災証明書について

災害により被災された方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

由布市では市内で災害が発生した場合、被災された方からの申請に基づき、罹災証明書・被災証明書の発行をします。被害に遭われた方で、罹災証明書・被災証明書が必要な場合は、申請ください。申請書は、税務課及び挾間・湯布院地域振興課にお問い合わせください。(由布市 HP よりダウンロードもできます。)

### 【申請に必要なもの】

- ・罹災・被災証明申請書
- ・被害状況の分かる写真（片づけをする前の写真）

※代理申請される場合には、委任状が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

### 【受付場所】

税務課（由布市役所本庁舎）・挾間地域振興課・湯布院地域振興課

### 【受付時間】

午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日を除く）

<問い合わせ先> 由布市役所 税務課 097-582-1111

### = 罹災証明書（住家に被害を受けた方が対象） =

罹災証明書とは、災害により住家に被害が生じた場合、申請に基づき被害状況の確認のため現地調査等を行い、確認できた被害の程度を証明するものです。

※住家とは、現実に居住のために使用している建物のことです。また、アパート等の借家も対象となります（空家や別荘、店舗は被災証明書の対象となります。）

※住家の損害割合が明らかに 10% 未満であり、申請者が「準半壊に至らない」という調査結果に同意できる場合、現地調査は行わず、被災者の方が撮影した写真により被害認定を行います。

(10% 未満の例) 床下浸水、瓦等の屋根一部落下、外壁の一部ひび割れ、雨どいの破損、窓ガラスの破損等

### = 被災証明書（住家以外の建物・動産等に被害を受けた方が対象） =

被災証明書とは、住家以外の建物・動産等（車両や家財）について、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものです。被害の程度を証明するものではありませんので、原則として現地調査は行いません。

# 住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

## 家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

### 家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。  
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

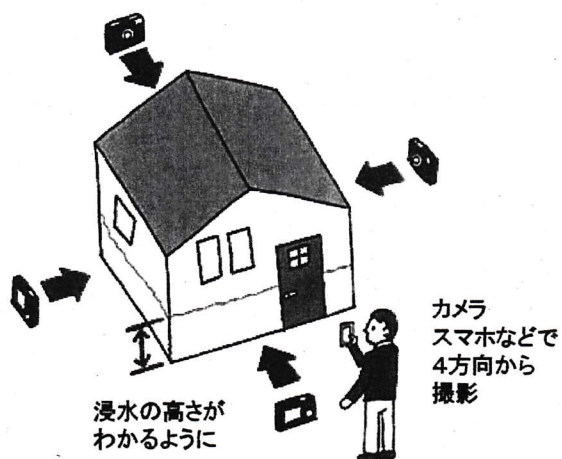
### 家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、  
①被災した部屋ごとの全景写真  
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

<想定される撮影箇所>

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

### <イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

